

議案第113号

甲府市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

甲府市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年12月2日提出

甲府市長 橋 口 雄 一

甲府市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

甲府市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成30年12月条例第55号）の一部を次のように改正する。

第28条第1項第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同項第5号とし、同項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第5条の2の8に規定するこども家庭ソーシャルワーカー（以下「こども家庭ソーシャルワーカー」という。）の資格を有する者

第29条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

附 則

この条例は、令和8年3月1日から施行する。

提案理由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、母子生活支援施設の長等の資格に係る所要の改正を行うについては、この条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。